

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 6 月 23 日（火）第 117 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---------------------------|--------------|---|
| ○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 | （環境保全課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定の解除予定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更（7件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○土地改良区の解散 | （農地整備課取扱い） | 4 |
| ○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 | （都市計画課取扱い） | 4 |
| ○令和2年度自衛官の募集 | （危機管理課取扱い） | 5 |

正 誤

- | | | |
|---|--|---|
| ○鹿児島県公報第91号の2（令和2年3月24日付け）の一部訂正（森づくり推進課取扱い） | | 6 |
|---|--|---|

告 示

鹿児島県告示第619号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域として指定する。

令和2年6月23日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 形質変更時要届出区域
奄美市名瀬大字浦上地内（次の図に示す部分に限る。）
- 2 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第620号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和2年6月23日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿児島市岡之原町99番6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第621号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定

施業要件を変更する。

令和 2 年 6 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成 7 年 10 月 25 日農林水産省告示第 1713 号（二に係るものに限る。）、平成 12 年 11 月 24 日
鹿児島県告示第 1397 号、平成 13 年 1 月 19 日鹿児島県告示第 105 号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 622 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 2 年 6 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
始良市蒲生町白男字下楠生 4198 番、4247 番
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 623 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 2 年 6 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
始良市上名字野下 3634 番、3642 番 1、字櫻荷床 3723 番 1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第624号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定
施業要件を変更する。

令和 2 年 6 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊毛郡南種子町中之上字平谷山2294番1, 2294番9（国有林）, 西之字中嵐2975番1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南種
子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第625号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定
施業要件を変更する。

令和 2 年 6 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字嘉徳字市道379番, 380番1, 大字篠川字能佐66番1, 66番3, 77番,
大字秋徳字井口610番, 大字節子字ウツ826番, 833番1, 834番
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸
内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第626号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定
施業要件を変更する。

令和 2 年 6 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊毛郡南種子町中之上字平谷山2294番8
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第627号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年6月23日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊毛郡南種子町中之上字平谷山2294番1，2294番8，2294番9（国有林），2298番，2301番，2325番
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、令和2年6月15日付けで上荒土地改良区が解散した。

令和2年6月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第629号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年6月23日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
 (2) 名称 シャイニータウン草牟田地区地区計画
 2 関係図書の縦覧場所
 鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第630号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，令和2年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和2年6月23日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 募集種目
 (1) 男子
 自衛官候補生
 (2) 女子
 自衛官候補生
 2 募集期間
 (1) 男子
 令和2年7月1日から同年9月10日まで
 (2) 女子
 令和2年7月1日から同年9月10日まで
 3 試験期日
 (1) 男子筆記試験
 令和2年9月19日
 (2) 男子口述試験及び身体検査
 本土 令和2年9月16日から同月18日の間で指定する1日
 離島 令和2年9月17日から同月18日の間で指定する1日
 (3) 女子筆記試験
 令和2年9月19日
 (4) 女子口述試験及び身体検査
 本土 令和2年9月21日
 離島 令和2年9月17日から同月18日の間で指定する1日
 4 応募年齢
 令和3年4月1日現在において18歳以上の者
 令和3年6月30日現在において33歳未満の者
 5 試験場の位置及び名称

(1) 男子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称
鹿児島市鴨池新町6番10号	鹿児島県建設センター
南九州市知覧町郡6204番地	南九州市役所
霧島市国分中央一丁目10番2号	第一工業大学
曾於市大隅町岩川6491番地2	大隅合同庁舎（国）
奄美市名瀬大字大熊266番地49	陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎（国）
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）

(2) 男子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯

大字大熊266番地49	地
西之表市西之表16314番地 6	種子島合同庁舎 (国) 及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地 1	徳之島合同庁舎 (国) 及び委託病院

(3) 女子筆記試験

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
鹿児島市鴨池新町 6 番10号	鹿児島県建設センター
南九州市知覧町郡6204番地	南九州市役所
霧島市国分中央一丁目10番 2 号	第一工業大学
曾於市大隅町岩川6491番地 2	大隅合同庁舎 (国)
奄美市名瀬大字大熊266番地49	陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表16314番地 6	種子島合同庁舎 (国)
大島郡徳之島町亀津553番地 1	徳之島合同庁舎 (国)

(4) 女子口述試験及び身体検査

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
薩摩川内市冷水町539番地 2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目 4 番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番 2 号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番 3 号及び奄美市名瀬 大字大熊266番地49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯 地
西之表市西之表16314番地 6	種子島合同庁舎 (国) 及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地 1	徳之島合同庁舎 (国) 及び委託病院

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

正 誤

令和 2 年 3 月 24 日付け鹿児島県公報第 91 号の 2 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	下から 7 行目	変更後の	変更に係る